

四半期報告書

(第40期第1四半期)

自 平成27年6月1日

至 平成27年8月31日

ミタチ産業株式会社

名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	3
(2) 新株予約権等の状況	3
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	6

2 役員の状況

6

第4 経理の状況

7

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	8
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	10
四半期連結損益計算書	10
四半期連結包括利益計算書	11

2 その他

14

第二部 提出会社の保証会社等の情報

15

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年10月9日
【四半期会計期間】	第40期第1四半期（自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日）
【会社名】	ミタチ産業株式会社
【英訳名】	MITACHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橘 和博
【本店の所在の場所】	名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
【電話番号】	(052) 332-2500
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 大島 卓也
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号
【電話番号】	(052) 332-2596
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当 大島 卓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) ミタチ産業株式会社 東京支店 (東京都千代田区内幸町二丁目2番2号) ミタチ産業株式会社 関西支店 (京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680番地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第1四半期連結 累計期間	第40期 第1四半期連結 累計期間	第39期
会計期間	自平成26年6月1日 至平成26年8月31日	自平成27年6月1日 至平成27年8月31日	自平成26年6月1日 至平成27年5月31日
売上高 (千円)	9,229,123	8,635,539	36,010,064
経常利益 (千円)	415,783	204,491	1,011,818
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (千円)	313,492	127,100	679,846
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	261,698	167,230	929,628
純資産額 (千円)	6,192,601	6,851,078	6,772,337
総資産額 (千円)	14,844,825	15,751,408	15,728,604
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	42.65	17.29	92.50
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.5	43.3	42.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第39期第1四半期連結累計期間及び第39期について、潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第40期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（ミタチ産業株式会社）、連結子会社6社（M. A. TECHNOLOGY, INC.、美達奇（香港）有限公司、台湾美達旗股份有限公司、敏拓吉電子（上海）有限公司、美達奇電子（深圳）有限公司、MITACHI (THAILAND) CO., LTD.）、非連結子会社2社（PT MITACHI INDONESIA、MITACHI TRADING (THAILAND) CO., LTD.）により構成されております。

当第1四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

<国内事業部門>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

<海外事業部門>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、各種政策の効果により企業収益や雇用に改善が続くなか、個人消費に持ち直しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。

このような経済状況のもと、当社グループの主要取引先である自動車分野につきましては、半導体・電子部品の販売は堅調に推移したものの、設備販売が減少したため、売上は横ばいに推移いたしました。民生分野につきましては、新規顧客の獲得などもあり、売上は堅調に推移いたしました。アミューズメント分野につきましては、アミューズメント機器の業界全体での販売台数減少に伴い、売上は減少いたしました。その他の分野につきましては、工作機械向け受注が減少し、売上は横ばいに推移いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高86億35百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益1億84百万円（前年同期比53.8%減）、経常利益2億4百万円（前年同期比50.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益1億27百万円（前年同期比59.5%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①国内事業部門

設備販売および工作機械向け受注が減少した結果、連結売上高は57億32百万円（前年同期比6.1%減）となりました。セグメント利益は2億57百万円（前年同期比12%減）となりました。

②海外事業部門

アミューズメント機器の業界全体での販売台数減少の影響などから、連結売上高は29億3百万円（前年同期比7%減）となりました。セグメント利益は54百万円（前年同期比76.6%減）となりました。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動はありません。なお研究開発活動に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年10月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,350,000	7,350,000	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	7,350,000	7,350,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月3日取締役会決議
新株予約権の数(個)	4,409
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	804(注)2
新株予約権の行使期間	自平成30年9月1日 至平成34年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式440,900株とし、本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年5月期から平成31年5月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における営業利益をいい、以下同様とする。）が1,250百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
ただし、平成30年5月期の営業利益が919百万円以下となった場合、上記にかかわらず新株予約権を行使することはできない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2.（3）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記2.（5）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に上記2.（5）により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年6月1日～ 平成27年8月31日	—	7,350,000	—	521,600	—	572,400

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,348,000	73,480	—
単元未満株式	普通株式 1,600	—	—
発行済株式総数	7,350,000	—	—
総株主の議決権	—	73,480	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、600株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ミタチ産業株式会社	名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号	400	—	400	0.00
計	—	400	—	400	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,316,756	1,523,180
受取手形及び売掛金	7,862,061	6,539,047
電子記録債権	808,432	906,916
たな卸資産	3,894,088	4,929,873
繰延税金資産	53,802	28,137
その他	143,376	157,681
貸倒引当金	△19,526	△10,241
流動資産合計	14,058,992	14,074,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	389,617	388,304
機械装置及び運搬具（純額）	210,631	197,431
土地	441,635	441,635
その他（純額）	30,671	31,570
有形固定資産合計	1,072,556	1,058,942
無形固定資産	95,691	120,932
投資その他の資産		
投資有価証券	129,385	105,517
関係会社株式	30,354	33,911
繰延税金資産	1,170	2,005
その他	386,513	401,437
貸倒引当金	△46,061	△45,933
投資その他の資産合計	501,362	496,938
固定資産合計	1,669,611	1,676,812
資産合計	15,728,604	15,751,408

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,687,833	3,969,365
電子記録債務	1,368,092	1,356,623
短期借入金	1,019,292	1,824,770
1年内返済予定の長期借入金	721,020	734,700
未払法人税等	196,692	109,883
賞与引当金	90,369	45,311
役員賞与引当金	22,880	5,000
その他	194,225	206,311
流動負債合計	8,300,407	8,251,965
固定負債		
長期借入金	400,000	400,000
繰延税金負債	55,845	51,982
資産除去債務	24,761	24,843
その他	175,252	171,537
固定負債合計	655,859	648,364
負債合計	8,956,266	8,900,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	521,600	521,600
資本剰余金	572,400	572,400
利益剰余金	5,237,994	5,269,550
自己株式	△252	△252
株主資本合計	6,331,741	6,363,298
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,310	12,818
為替換算調整勘定	385,843	445,621
その他の包括利益累計額合計	415,154	458,440
新株予約権	—	7,054
非支配株主持分	25,441	22,286
純資産合計	6,772,337	6,851,078
負債純資産合計	15,728,604	15,751,408

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年6月1日 至平成27年8月31日)
売上高	9,229,123	8,635,539
売上原価	8,250,354	7,845,640
売上総利益	978,768	789,898
販売費及び一般管理費	580,163	605,748
営業利益	398,605	184,150
営業外収益		
受取利息	934	1,604
受取配当金	903	670
仕入割引	8,128	11,928
受取家賃	10,882	11,641
デリバティブ評価益	1,278	1,910
貸倒引当金戻入額	701	—
その他	12,026	10,881
営業外収益合計	34,855	38,636
営業外費用		
支払利息	11,049	9,114
売上割引	2,232	518
為替差損	3,675	5,279
その他	719	3,383
営業外費用合計	17,676	18,295
経常利益	415,783	204,491
税金等調整前四半期純利益	415,783	204,491
法人税、住民税及び事業税	53,070	52,161
法人税等調整額	47,886	28,835
法人税等合計	100,957	80,996
四半期純利益	314,826	123,495
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	1,333	△3,605
親会社株主に帰属する四半期純利益	313,492	127,100

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)
四半期純利益	314,826	123,495
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10,410	△16,491
為替換算調整勘定	△63,538	60,227
その他の包括利益合計	△53,127	43,735
四半期包括利益	261,698	167,230
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	260,742	170,386
非支配株主に係る四半期包括利益	956	△3,155

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)
減価償却費	29,308千円	34,080千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月22日 定時株主総会	普通株式	73,495	利益剰余金	10	平成26年5月31日	平成26年8月25日

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月21日 定時株主総会	普通株式	95,543	利益剰余金	13	平成27年5月31日	平成27年8月24日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成26年6月1日至平成26年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	国内事業部門	海外事業部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,107,432	3,121,691	9,229,123	—	9,229,123
セグメント間の内部売上高 又は振替高	388,367	277,045	665,413	△665,413	—
計	6,495,799	3,398,737	9,894,537	△665,413	9,229,123
セグメント利益	292,808	235,012	527,821	△129,215	398,605

(注) 1. セグメント利益の調整額△129,215千円は、セグメント間取引消去△1,708千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△127,506千円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成27年6月1日至平成27年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	国内事業部門	海外事業部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,732,304	2,903,235	8,635,539	—	8,635,539
セグメント間の内部売上高 又は振替高	230,415	345,954	576,369	△576,369	—
計	5,962,719	3,249,189	9,211,909	△576,369	8,635,539
セグメント利益	257,745	54,960	312,706	△128,555	184,150

(注) 1. セグメント利益の調整額△128,555千円は、セグメント間取引消去1,326千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△129,882千円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	42円65銭	17円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	313,492	127,100
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社に帰属する四半期純利益金額(千円)	313,492	127,100
普通株式の期中平均株式数(株)	7,349,513	7,349,506
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成27年7月3日取締役会決議による新株予約権(普通株式440,900株)。 この概要は、「第3提出会社の状況 1株式の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月9日

ミタチ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミタチ産業株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年6月1日から平成27年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミタチ産業株式会社及び連結子会社の平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。